

---

 資 料
 

---

## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

——ヒルデスハイムの事例を中心に——

若曾根 健 治

- 1 はじめに
- 2 フェーデ通告状の端緒・意義・研究また儀礼の問題
- 3 フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉——概要(以上、139号)
- 4 フェーデ通告状とその分析(本号 [10~14])

### 4 フェーデ通告状とその分析

10 若干の前置き 本節と次節において、前節のフェーデ通告状 [1]・〈名誉保持告知状〉[1] に繋げ、他の通告状、〈告知状〉を分析の俎上に載せたい。ただ、これに入る前に、前節末尾(9 作業手順)で述べたことに関連し、前置きとして2点ふれたい。

(i) 先ず、なぜ通告状、〈告知状〉についてさらに分析をおこなうのかの点——理由は、情報〈量〉を増やすことにある。これに関し若干敷衍すると、(a) 前節で紹介した通告状 [1] および〈告知状〉[1] は短文であったため当然その情報量は少ない。他方、かりに情報量が或る程度あるとしても、たった一通の通告状・〈告知状〉ではむろんかぎりがある。この意味で、他のものをみる必要が出てくる。(b) 通告状と〈告知状〉は或る意味同種の文書である(いな、〈告知状〉は通告状の一種と捉えてもよい) から、それぞれの文書群の趣旨は全体として変わらない。したがい、この点からみて、情報内容の〈質〉の点でも多くのことは

期待できない。ために、同種の文書であれ、いな同種の文書であるからこそ、これを数でみていくのが望ましい。他方、文書すなわち通告状・〈告知状〉の〈質〉が同一であると、まさにこのことが、それら文書が書き記され〈量〉として流布していくのに、好都合な事情となったであろう。

(ii) 次に、とくに通告状についてみると判り易い(〈告知状〉でも同じであろうが)のだが、これを登載する各都市文書集(刊本)の事情である。すなわち各文書集における編集方針がたがいにバラバラであるということだ。これを一例で示せば、比較的小規模の文書集であるのに通告状の登録数がめだつものがある(例えば『ヘルフォルト市文書集』)一方で、数巻にわたる文書集であるのにその登録数がごくわずかに止まる場合(『マクデブルク市文書集』とか)もある。本稿でとりあげる『ヒルデスハイム市文書集』は、後者の例に属する。こういった事情はむしろ、通告状文書にかぎったことではない。例えば、通告状と同じく一人称であらわされた〈ウァフェーデ誓約証書(Urfehdebriefe)〉についてもほぼ同様の事情にある。しかも、ウァフェーデの証書(これ自体総体的にみて、刊本史料書への登録数が少ない)と比べてみて、通告状文書はさらにいっそう数がかぎられる<sup>(73)</sup>。

ともあれ、総じて、刊行文書集における文書の年代がかぎられて(一例に、14世紀80年代までとか14世紀末までとか<sup>(74)</sup>)いたり通告状文書収録の方針が不揃いであったり、テキストが掲載されず「要録」で済まされるとか、各刊本史料集がさまざまな編集事情にある中で通告状・〈告知状〉を探り出す作業には、偶然に左右されるとか、まとまりに欠けるとかの事情が出てくる。こうしたとき、刊本に頼る本稿における作業の意義は、疑問視されるかも知れない。ただ翻って考えるに、刊本文書集における事情が上述のとおりであっても、いなそうであるからこそ却って、或る程度手間ひまをかけた作業が意義をもつのではないだろうか。

本節以下で通告状・〈告知状〉各文書を掲げ分析に入るが、そのさい、文書の内容上省略してもその意義は失われぬとおもわれる箇所は、(中略)とか(後略)で示したい。紙幅の加減もあり、また引用文が冗長にならぬように。(中略)であらわすところは主として、文書の宛て先とか、文書発行者(通告者)の個々の

## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

名や地名など固有名詞とかが入っている。(後略)で示すのは、ほとんど文書発行者の印章の件に関するもの。もちろん、こうした省略箇所の内容について、必要があればふれるであろう。それぞれの文書群には、前節掲載分に続け通告状 [2]・〈告知状〉[2] 等として通し番号を付す。なお、掲載テキスト中の H. は Hildensem (あるいは Hildessoen, Hyldensem) を、u. は unde (稀に und) を、ed. は eder (あるいは edder, edir) を、それぞれ略記したもの。

以上を前置いたうで、そこで本節では先ずフェーデ通告状である。通告状の主たる内容に添い、第 1 に (11~14) フェーデ通告状発行をめぐっていかなる人物たちが関わっていたのか、これら人物たちのありようをみよう。次に (15~18)、どのような事由があって通告状発行に到ったのか——関係の事情について考える。さらに (19~22)、通告状に述べられているかぎりでフェーデの実行と加害の問題にふれたい<sup>(75)</sup>。もとよりこれら 3 点はたがいに繋がっており、じっさいのところはなかなか分け難い。とりわけ、「事由」の問題と「加害」のそれとは密に関わっているが、個々の通告状の内容を特徴づけるためにあえて分けてみるしだいである。最後に (23) 長文通告状の一例をとりあげる。これに引き続き、末尾で、当面暫定的なまとめ (24) を述べ、本節を閉じたい。

11 通告状発行をめぐる人たち (1) ——関係者らの輪郭——本節でとりあげる通告状は、全 10 点である。筆者の見落としがなければ『ヒルデスハイム市文書集』(全 8 巻)において固有の意味のフェーデ通告状を取めるのが、通告状 [1] (既述) を除き、この数だからである。その内訳を、ヒルデスハイム市を基準にしてみると、次のとおりとなる。同市に宛てるもの 7 点 (通告状 [2] [3] [4] [7] [8] [9] [10])、同市が発行するもの 1 点 (同 [11])<sup>(76)</sup>、同市が通告者でも被通告者でもない (が、同市が関係する) 通告状 2 点 (同 [5] [6]) である。年代としては、(i) 14 世紀後期ないし末葉時代を中心に、(ii) 15 世紀 60 年代 (1462 年・1465 年) の、および (iii) 15 世紀 80 年代 (1485 年) の事例が加わる。総じて、フェーデ類行の時代 (14 世紀 15 世紀) に属する。申すまでもなく、市文書集にみるこれら通告状は、文書館に収められている未刊通告状の束の、ほんの一部分をなすものといわねばならぬ。

## 資 料

参考までに、これらの年代を隣邦ゲッティンゲン市におけるフェーデ事例でみると、(i)の時代は、同市が1387年4月から8月にかけてブラウンシュヴァイク大公オットー („der Quade“) とフェーデを戦っていた時期<sup>(77)</sup>であった。(ii)の時代も同市がアッセブルクの領主など近隣の諸領主と戦っており<sup>(78)</sup>、最後に(iii)はゲッティンゲン・大フェーデ(1485-86)の時代に当たっていた。これは、まさにヒルデスハイム市のフェーデを、ゲッティンゲン市がザクセン都市同盟参加市とともに支援するのを端緒としていた<sup>(79)</sup>。これを要するに、ヒルデスハイム・フェーデはニーダーザクセンにおけるフェーデ史の一齣を形成した<sup>(80)</sup>。

とにかく、ヒルデスハイム・フェーデでは、都市にたいし周辺の世俗領主らから発せられる通告状が多くを占める<sup>(81)</sup>。これら人物群が当時いかなる地位にあったのかについて個個にはなかなか解明ができないが、総じてみれば、フェーデ通告の背景となっていた状況は、13世紀中葉ブラウンシュヴァイク大公と、帝国騎士家ヴォルフエンビュッテルとの間で戦われた、いわゆるアッセブルク・フェーデ(1255-1258)以来の、ニーダーザクセンにおける1つの伝統を形成している。アッセブルク・フェーデの過程で、ヒルデスハイム司教(ハインリヒ)は帝国騎士家に組し、ヒルデスハイム市(およびブラウンシュヴァイク・ゴスラル・ハノーファーの3市)は大公アルブレヒトと協約(1256年1月6日)を結んだ<sup>(82)</sup>。他方ブラウンシュヴァイク大公とヒルデスハイム司教とは長く宿敵の関係を続け、両者間においてフェーデが戦われていた。なお、このような大公と司教といった諸侯間のフェーデ事例において、当事者諸侯自身が自己の名で直接通告状を発行するというのは、なかなかみだし難い<sup>(83)</sup>。むしろ、両者〈ゆかりの者ら〉が通告状を発することで初めて、両者間のフェーデの存在を知りうる場合が少なくない。諸侯と都市間のフェーデ事例においても、諸侯が都市に通告状を発するというのも、同様のおもわれる。ゲッティンゲン市の事例でいえば、ブラウンシュヴァイク大公オットーは通告状を發せず、都市を攻撃した。都市宛てに通告状を發するのは、むしろ大公〈ゆかりの者ら〉であった<sup>(84)</sup>。

さて、この間ヒルデスハイム市といえば、同市は、一方で都市同盟(一例に1370年)に加わり領邦を超え(überterritorial)活動を展開させる<sup>(85)</sup>。とともに、

## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

他方で、徐々に、「領邦都市」化の命運をたどっていく。1425年以降、ヒルデスハイム市は、諸都市の1つとして、聖堂参事会・騎士・諸教会とならび司教領邦の諸身分に属するに到る<sup>(86)</sup>。

こうした事情の中でヒルデスハイム市は、なかんずく司教とそのゆかりの者ら、あるいはブラウンシュヴァイク大公とそのゆかりの者ら（ミニステリアーレン・騎士ら）とのフェーデに巻き込まれる。例えば、同都市側のある記録（1368年）には、司教区の有力なアムト・パイネのフォークトが略奪し („ghenomen“) た家畜（koy, scap）の頭数が、略奪に遭遇した地区ごとに報告されている<sup>(87)</sup>。

まさか、〈ゆかりの者ら〉ではない人物が純然たる無法者（略奪者）たる名において或る権利を要求する（「名誉を護る行為」である）のを装った、とはおもわれぬ。「それ自体は火つけ強盗である」フェーデを（かの『金印勅書』が定めるように）通告状の発行といった「形式」<sup>(88)</sup>をとって実行した、とは。むろん、こういったいわば中世「刑法」上のケース（言い換えれば「犯罪」としての事例）がなかったとはいえないが。

さて、通告状の発行をめぐるのは、当該年代ヒルデスハイムにおいていかなる人物が関係していたのであろうか。これをみていくに、前述通告状 [1] には〈フォルロープ（通告者）〉および〈ルードルフ・フォン・ヴァルモーデン〉そしてこれまで紹介してこなかったが〈ハンス・フォン・ハルデンベルク（印章押捺者）〉があがっていた。このうち、〈ルードルフ・フォン・ヴァルモーデンのことで（umme Ludolves willen von Walmeden）〉通告が発せられる、として名があがっていた〈ルードルフ〉について、これが果たして通告者（〈フォルロープ〉）ゆかりの者（友・支援者）か、それとも、通告を受けたヒルデスハイム市（被告者）ゆかりの者なのかは、通告状そのものからは判らず、問題を残したままにしてきた<sup>(89)</sup>。そこで、先ずこの点からみていきたい。

この〈ルードルフ…のことで〉といった文言と類似の言い回しをもつ通告状の1つに、次の書状（1398年4月25日）がある。

[2] „Wetet gy borgermester u.ratlude u.gy borger ghenenliken tho H., [i] dat we Olrik Cnoke, Olrek Wittenem u. Werneke van Dornden wilt jûwe u. der jûwer vient

## 資 料

sin [ii] umme Hilmers willen van deme Stenberghe u. umme des unrechten willen, dat Brant van Brenem mek Olreke Knoeken det, [iii] u.wylt des use ere wol an jû vorwart heben. [iv] Ghescreven (中略), under Hilmers ingesegele van deme Stenberghe, des we hirtho bruket. “<sup>(90)</sup>

本状 [2] も通告状 [1] に劣らず短文であるが、情報量がやや多い。通告状発行者ウルリヒ・クノーケ他2名 (ウルリヒ・ヴィッテネム) および〈ヴァルネーケ・フォン・ドルンテン〉は、ヒルデスハイム市の〈敵〉となることを通告する ([i])。続けて、こう述べる。〈ヒルマール・フォン・シュタインベルクのことで (umme Hilmers willen van deme Stenberghe)、および、プラント・フォン・ブレーネムが余ウルリヒ・クノーケに加えた不法の件で (umme des unrechten willen)〉と ([ii])。通告状 [1] では通告事由にたんに〈ルードルフ…のことで〉とあったのみだった。たいし、通告状 [2] では〈ヒルマール…のことで〉の他に、もう1つ〈プラント…が余ウルリヒ…に加えた不法の件で〉の文言が加わる ([i])。この点、わずかだが情報量が増えている。

当面の問題は上記〈ヒルマール…のことで〉にみる〈ヒルマール〉である。通告状 [1] にあった〈ルードルフ…のことで (umme Ludolves willen)〉と、通告状 [2] にみる〈ヒルマール…のことで (umme Hilmers willen)〉とは、同じ言い回しをとっている。そのため、通告状 [2] の〈ヒルマール〉についてこれが通告者側、被告者側いずれのゆかりの者であろうか、を問うことは意味があろう。これを問うことで、〈ルードルフ〉についてもなんらかのてがかりがえられるのではないか、とおもわれるから。

そこで、〈ヒルマール〉について本状をみるに、[i] [ii]、および [iii] (〈貴殿にたいしわれらの名誉を保持する、と言うならん〉) のいずれの文言からも、彼の立場について事情は窺えない。しかし [iv] 印章押捺の件を伝える文言 (本稿紹介の諸通告状では通例 (後略) としている箇所だが) で明瞭となる。ウルリヒ他2名が発行する通告状に押捺された印章は〈ヒルマール〉所有のものが利用された。〈われら (通告者3名) は、ヒルマールの印章を自分らの印章に代えて用いる〉と。ここから〈ヒルマール〉は、通告者 (ウルリヒ・クノーケ他2名) 側

## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

ゆかりの者(その友・親族あるいは支援者)であったことが判る。通告者に敵対する者の印章が使われるようなことは、考えられぬから。こうして〈ヒルマール〉の立場が明らかになる<sup>(91)</sup>。とともに、彼の〈ことで〉通告状が発せられるのに、彼が同意していたことも理解される。以上の意味で〈ヒルマール〉は、後掲の通告状 [4] にみるように通告者にとって〈わが友 (mynem vrund)〉に類する人物であった、といえる。少なくとも、通告者と友好的な関係にある者であった、と。

こうして〈ヒルマール〉の立場は明らかとなった。〈ヒルマール…のことで〉とあるのは〈(われらフェーデ通告者の友) ヒルマール…のことで〉の意味である。では、〈ヒルマール…のことで〉の〈こと〉とはなんであろうか。具体的ななんらかの事件(もしくは〈訴訟〉)のことを指すのであろうか。不詳である。むろん通告者側には、わかっていることではあろうが。

このところで、本状に記されていたもう1つの通告事由——〈ブランド・フォン・プレーネムが余ウルリヒ・クノーケに加えた不法の件で〉——をみてみよう。ここでは、〈ブランド〉はヒルデスハイム市ゆかりの者であったことがみてとれる。通告者にたいしかつて〈不法〉のふるまいがあったということだから。ただし、彼がその市民・住民か、あるいは傭兵か、あるいは同盟を結んでいる相手都市ゆかりの者かは、ここでは判らない。1年ほど前ヒルデスハイム市参事会が発行しリューベック市参事会に宛てた一書簡の中で、〈ブランド〉は、ヒルデスハイム市民 (unser medeborghere) の1人——或るリューベック市民が遺した財産の共同相続人の1人——として〈Brant van Breynum〉として名をあげられていた<sup>(92)</sup>。ではなぜ、同一人物であるとおもわれるにもかかわらず通告状 [2] において〈貴殿の市民ブランド…が余ウルリヒ…に加えた不法の件で〉といったように明示されぬのか。周知の人物であったからであろうか。ともかく、1人の〈市民〉がおこなったとされる〈不法〉のゆえに通告状によって、市長、都市参事会、一般市民全体が公然とフェーデの通告と、延いてはその実行の相手先となったわけである。

さて〈(市民)ブランド〉によって加えられたとされる〈不法〉の伝でいえば、〈ヒルマール…のことで〉の〈こと〉とは〈ヒルマール〉に加えられた〈不法〉

の意味に解されることになろう。となると、(i) 〈ヒルマール〉(通告者ゆかりの者)の件と、(ii) 〈プラント〉(被通告者〔市参事会〕ゆかりの者)の件とは、当事者の点ではたがいに対立する事態にあるが、〈不法〉の点では、共通するところがある。他方、通告状 [2] がこれら (i) と (ii) をならべて通告事由としているのは、どうしたわけであろうか。両者には、なにか関係があるのであるか。いずれも不明。また、(i) (ii) という、双方の通告事由となった事態がさほど時間的間隔を経ずに生じていたのかどうか、詳らかではない。もし双方の事態の間にさうとう時期的間隔があったとすれば、現時点で或る通告事由をあげるさいに、ずいぶん以前に起きていた事態を事由に付け加える(というのは、これがいつも根っこにあったので) ことがあったのかも知れない。こうなると、通告状には、或る〈複合的もしくは重層的状況〉が孕まれていたことになろう。

ここで関連して付言すれば、〈ヒルマール…のことで〉の〈こと〉とは、特定の〈ヒルマールに加えられた不法〉の行為が考えられる他に、もっと広範囲のこと——たとえば、〈ヒルマール〉がヒルデスハイム市となんらかの件で〈争っていたこと〉——が考えられる(なお、この通告状 [2] の時代、〈ヒルマール〉は、後述のとおり、或る遺産相続問題をめぐる渦中にあった)。さらに一歩進んで同市と〈敵対の関係(フェーデ)〉にあったことが該当するかも知れない。ただ、これが、フェーデ通告によって隠然たる状態から抜け、周囲に公然化する事態にまで到っていたのかどうかは、判らない。そこまで踏み込んでしまっでは、やや先走りしすぎるかも知れない。前掲通告状 [1] における〈ルードルフ〉については、そこまで想定した<sup>(93)</sup>が。

さてここで、通告状 [1] の〈ルードルフ…のことで〉の問題に戻ろう。以上のように、同じ言い回しをとっていることに鑑みると、〈ルードルフ〉も一見通告者(〈フォロープ〉)側ゆかりの者(友人・助力者)であったのではないかとみるのは無理とはいえない<sup>(93a)</sup>。となれば、これまで懸案となっていた〈ルードルフ〉の立場については一応の決着をみることになるし、〈ヒルマール〉(通告状 [2]) の場合を含め、或る意味常識的な線に落ち着くことになる。また、常識的な線としてみれば、通告状 [1] で印章押捺者として名があがっていた〈ハン



## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

ス(ヨハン)・フォン・ハルデンベルク)も同じく通告者側ゆかりの人物であった、とみてとれる<sup>(94)</sup>。通告状 [1] と [2] そのものから読みとることができる、フェーデ通告をめぐる人物のありようは以上のとおりであり、これによって諸人物(ヒルデスハイム司教のミニステリアーレンカ)についてその配置の輪郭がおおすじ示されたことになろう。

そこで、以下では、これまでに名をあげてきたいくらかの人物、および、これに連なる人たちについて、多少立ちいってみたい。そのわけは、ふくらみを孕んだ〈フェーデ現象〉の一斑が理解できればさいわいにおもうからである。彼らのありようについては『ヒルデスハイム市文書集』所収の、フェーデ通告状以外の、関係文書に負っている。これによって、通告状の発行をめぐる諸状況がいくぶん明らかになるであろうし、また、それがフェーデ通告のもつ意義の問題にも繋がってくるであろう。

## 12 通告状発行をめぐる人たち(2) —— 〈ボルトフェルデのハイナリヒ〉 ——

先の通告状 [1] に名をみせた〈ルードルフ…のことで〉の〈ルードルフ〉は、或る文書にすがたをあらわす。1399年6月5日ヒルデスハイム市参事会はブラウンシュヴァイク=リュネブルク大公フリードリヒに宛て某日 („an neisten sondage“) 某地 („by Barum an der warde“) を通るについて〈通行安全を保障する (veligen)〉旨の書簡を出した。では、なんびとに〈たいし (vor)〉言い換えれば、だれによる、起こりうる攻撃の危険に対応し〈通行安全の保障 (velicheit)〉をおこなうのか。書簡には、2群の人びとがあげられている。1群は、ときのヒルデスハイム司教ヨハン、およびそのゆかりの者であり、もう1群は8名の貴族と、これらに付き従う者であった。当面の問題は、後者の1群である。すなわち、この8名の中にわれわれの〈ルードルフ・フォン・ヴァルモーデン〉(通告状 [1]) の名があがっていた<sup>(95)</sup>。

このことは、ヒルデスハイム市にとって彼は、或る意味で警戒を要する人物であったことを示している。事情によっては、同市にフェーデ通告をしかけても不思議ではない位置にあった。こうして関係文書をとおしてみると、〈ルードルフ〉が、ヒルデスハイム市に通告状を発した〈フォルロープ〉と立場を同じくす

## 資 料

る者であったことが、確認できる。〈フォルロープ〉が〈ルードルフ…のことで〉ヒルデスハイム市の〈敵〉となる、と通告したのは、領けるところである。

ところで注目すべきことに、それら8名の中に或る人物がいた。〈ボルトフェルデのハインリヒおよびボルケルド〉であり、以下でこれらの者（そして後述のとおり、このうちのとくに〈ボルトフェルデのハインリヒ〉）についてふれたい。そのわけは、通告状 [1] に名をみせた〈フォルロープ〉について関係の一文書が存することによる。それは、10名の者がヒルデスハイム市にこう伝える書簡（〈名誉保持告知状〉）である<sup>96</sup>。〈われらホイヤー・フォン・マンダー〉とこれに続く9名の者とは〈ヘル・ボルトフェルデのハインリヒおよびボルケルドの敵である (vigende sint hern Hinrekes unde Borcherdes van Bortfelde)〉と。これら9名の中にわれわれの〈フォルロープ〉がいた。彼は上述のとおり、ヒルデスハイム市の〈敵〉となると伝えた人物であった。とともに、他方で、このように〈ヘル (hern)・ボルトフェルデのハインリヒおよびボルケルドの敵〉ともなる、と告げる。後者〈ボルトフェルデのハインリヒおよびボルケルド〉は前述のように、同市にとって警戒を要する相手、別言すれば、事情によっては〈敵〉ともなりかねぬ者らの一員であった。ということになると、〈フォルロープ〉はこの〈ボルトフェルデ〉家の者らと歩調を合わせてもおかしくない。しかし、これらとは〈敵〉の関係に立たんとする。

なぜなのか。おそらく、上記〈ホイヤー・フォン・マンダー〉以下の者らとの結びつきの方が、ヨリ強かったからであろう。ブラウンシュヴァイク＝リュネブルク大公フリードリヒに宛てた書簡（上述）の中で、大公の〈通行安全〉にとって警戒を要する人物らの1人として括られている者らと比べて、である。しかし、他方で或る問題が浮かんでくる。〈フォルロープ〉が〈ボルトフェルデ〉家の者らと揆を一にせぬのには、〈ボルトフェルデ〉家の者ら自身の事情が関わってはいないか、ということである。言い換えれば、ヒルデスハイム市との関係における、同家の者らの動向をめぐる問題である。

このような、ヒルデスハイム市との関わりにおける、同家の者らの、なかんずく〈ボルトフェルデのハインリヒ〉の動向については、その一端がヒルデスハイ

## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

ム市参事会の〈ハインリヒ・フォン・ボルトフェルデ〉宛書簡<sup>(97)</sup>から判る。ここには、或るフェーデ通告と通告状の問題が話題となっていた。〈ハンス・フォン・デム・ローデ〉とその〈仲間〉が市長〈ハンス・ガッレ〉と、もう1人〈ヘニング・ペーパーザック〉とを敵とする („vygende worden“) フェーデ通告である。本書簡で、市参事会は、この通告にたいし或る懸念を表明する。というわけは、通告状には、〈貴殿 (つまり、ハインリヒ・フォン・ボルトフェルデ) の印章が捺され (under juwem ingesegele) て〉いたからであった。このことが、参事会にとっては、「不安」の材料となっていた。

書簡が述べるところによれば、市長ら2名 (被告者) は、〈ハインリヒ〉の印章が捺された通告状を受け取った経緯を市参事会に届け出たこと、しかも〈ハインリヒ〉側と談話し (mit juk daran secht) たことを、市参事会に伝えた。談話の趣旨は、状況から察するにおそらくこうであろう。通告者〈ハンス〉らがフェーデの実行を自制するよう、市長らが〈ハインリヒ〉に「仲介役」を依頼することであった。彼〈ハインリヒ〉は〈それをおこなうだけの力があるはずだ (des wol mechtich scholden sin) 〉というのだから。市長〈ハンス・ガッレ〉側はさらに、通告者〈ハンス・フォン・デム・ローデ〉側と談話 (話し合い) を重ねたこと、〈ハンス〉側のフェーデ通告にたいし弁明に努めたこと、また裁判によって (in rechte) なすべきことをなしたいが、これには〈ハインリヒ〉の助力が必要であること、これらのことを市参事会に伝え、かつうったえた。

以上が、書簡の中で語られていたこれまでの経緯であった。これを受け、市参事会は〈ハインリヒ・フォン・ボルトフェルデ〉に宛て本書簡をしたためた。「不安」(上記) をできるかぎり解消したいためである。書簡は参事会の意図を、こう述べる。〈貴殿 (ハインリヒ) が、われら (市参事会) に損害を与えんとして、ハンス・フォン・デム・ローデとその支援者と共に宿泊を提供したり、あるいは彼らを匿ったりせぬよう、われらはおおいに貴殿に期待をかけるものである。かつ) ——と、書簡はこう結ぶ——〈このことについて、貴殿の好意ある返事を請うものなり。〉

書簡は、〈ハインリヒ〉にフェーデ実行への参加を思い止まるよう求めている

が、真意は、通告者本人が通告を撤回するよう、あるいは少なくともフェーデの実行を思い止まるよう〈ハインリヒ〉が働きかけてくれるのを望むところにある。しかも、彼〈ハインリヒ〉にはそれを果たしうるだけの勢力があるとして、期待が寄せられているのである。これが、市参事会側の「筋書き」（もくろみ）であった。以上の事情をみてくると、フェーデ通告・フェーデ実行（すなわち〈フェーデ現象〉）は、鉄の輪のごとく自己も、また相手をも縛りつける性格のものではなかった。当事者の勢力状況によって、またこれに基づく折衝・交渉によって、変わりうる。フェーデの通告もしくはその実行が撤回・回避されうる、ということである。このために都市当局は、現有の人脈を駆使する<sup>(98)</sup>。

13 通告状発行をめぐる人物たち (3)——〈ヴァルネーケ・フォン・ドルンテン〉——ところでこの〈ハインリヒ・フォン・ボルトフェルデ〉は、通告状 [2] に述べられていた或る者と繋がっていた。或る者とは、通告状 [2] にあつてウルリヒ・クノーケとならんで通告をおこなったうちの1人であった。〈ヴァルネーケ・フォン・ドルンテン〉という。この者は〈ハインリヒ・フォン・ボルトフェルデ〉ゆかりの人物であった。このことは、ヒルデスハイム市参事会が〈ハインリヒ〉に宛てた或る書簡<sup>(99)</sup>から判る。これは、〈ハインリヒ〉と〈ヴァルネーケ〉との関係を、市参事会と絡めて語っている。書簡——H書簡といっておこう——は短文ながらいろいろなことを教えてくれる。そこから読みとれる、本書簡が発行されるに到るまでの事情は、次のようにおもわれる。

H書簡発行の発端となったのは、〈ヴァルネーケ〉がヒルデスハイム市内（もしくは市外）において市民あるいは住民と争い、負傷する事件（de schicht, do he ghewundet wart）が起きたことにあつた。ただし、彼が事件の渦中で負傷したのは、被害者としてなのか、加害者としてなのかは、はっきりしない。おそらく、加害者であろう。しかも、被害者あるいは周囲の者らによって捕らえられるときに負傷したものとおもわれる。通例このような場合、事件決着の付けかたの1つに、しばしば、捕囚の憂き目にあつた加害者が釈放されるときに、捕らえた者や傷害を負わせた者にたいし今後報復はせぬ、と誓うこと（ウァフェーデの誓約）がある。

## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

本事例においても、負傷した〈ヴァルネーケ〉は、都市や市民・住民（なかんずく直接捕囚に従事した者や、傷を負わせた者）にたいし以後〈賠償を求めたり危害を加えたりはせぬ〉と誓うべく市参事会から求められていたのであろう。ところが、これにいっかな応じなかった（つまり、報復の意図をもっていた）ため、市参事会はそれについて〈ハインリヒ・フォン・ポルトフェルデ〉に書簡を出した。というわけは、参事会は、事件当時〈ヴァルネーケ〉が〈ハインリヒ〉の〈従者もしくは郎党（knecht）〉であったとみていたからである。〈ハインリヒ〉が〈ヴァルネーケ〉をウァフェーデに応じさせるのに力を貸してくれることを期待したわけである。主人はそれを受け市参事会に書簡（juwen beseghelden bref）を出し、誓約履行を保証した。召使〈ヴァルネーケ〉は〈賠償を求めたり危害を加えたりはせぬ（nicht beschuldighen noch beschedighen ensculle）〉と、約束するであろうと。

ところが、〈従者〉は依然誓約に応じなかった。ために、市参事会は改めて主人に書簡をしたため、これに〈ハインリヒ〉は返書を出した。この中で彼は、〈ヴァルネーケ〉が現在は〈従者〉ではなくなっている（つまり、すでに解雇した）こと、したがってかつての従者にあれこれいう地位にはもはやないこと、を伝えた。これを受け、市参事会が〈ハインリヒ〉にさらに出した書簡が、われわれのH書簡であった。本書簡そのものの趣旨は、〈ヴァルネーケ〉によるウァフェーデ誓約をめぐる過去の経緯をかつて主人であった〈ハインリヒ〉に改めて銘記させ、再度〈ハインリヒ〉に当該誓約の履行のために尽力してくれるよう求めることにあった。少なくとも一度は、〈ヴァルネーケ〉による誓約履行を保証した内容の書簡を参事会に出しているからには、H書簡末尾に、こうある——〈貴殿（ハインリヒ）が、彼（ヴァルネーケ）にたいし、なすべきことをなしてくれるならば、われら（市参事会）は喜ぶたい。〉

〈ヴァルネーケ・フォン・ドルンテン〉のウァフェーデ誓約履行問題がどう決着したのかは、判らない。ただ、H書簡のほぼ5ヶ月後〈ヴァルネーケ〉は他の1人（ウルリヒ・ヴィッテネム）と語らい〈ウルリヒ・クノーケ〉に呼応、フェーデ通告におよぶ（通告状 [2]）。市参事会とは依然ギクシャクした関係が続いて

## 資 料

いた、といえる。彼によるフェーデ通告には、こうした事情が事由の一環として働いていたことは否めないであろう。

14 通告状発行をめぐる人たち (4) ——〈ヒルマール〉——通告状 [2] では〈ヴァルネーケ・フォン・ドルンテン〉らが〈ヒルマール・フォン・シュタインベルクのこと〉で通告をおこなった (1398年4月25日)。この〈ヒルマール〉については上記 (11) で、あれこれ考えをめぐらしたが、もっと情報がえられないであろうか。じつは、彼については、前述の3人に比べ、関係の文書がいくつか参照できる。筆者にとって関心のあるのは、年代は1385年から1398年にわたるもので、全部で6点。これらは、大きく2つに分けることができる。第1 (I) は、ブラウンシュヴァイク市発行 (1385年11月13日) の証書 I 点<sup>(100)</sup>。第2 (II) はヒルデスハイム市参事会が発した5点の書簡 ([1397年8月30日 - 9月25日] から1398年 [10月12日] におよぼほぼ1年間のもの) で5点存する。これら (I) と (II) は、〈ヒルマール〉に関わっているものの、すいぶん内容を異にしており、そこで、先に (I) を片付けておこう。

(I) こうして先ずブラウンシュヴァイク市が一般衆人に向けた証書 (1385年11月13日) をみてみよう。通告状 [2] の時代からほぼ12年くらい前に遡る。それをとりあげるわけは、ここに〈ヒルマール〉なる人物のありようの一端を窺うことができるから。証書は比較的短文であるにもかかわらず、さまざまな人物群——4群 (下述AからD) の人たちであり各群2名の計8名——が名をみせる。証書発行の事情は、こうである。或る出来事が起き、これに関して或ることを立証する必要が生じ、同市は、立証の過程を証書にしたためることにした。では、或る出来事とはなんであり、立証が必要となったこととはなにか。2人の者が襲われる事件であり、しかも襲われたこれらの者は巡礼途上にあった、とされた。この、巡礼途上にあったことが、立証の対象になった。うちあけていうと、本事件に、われわれの〈ヒルマール・フォン・シュタインベルク〉の名があらわれるのである。

1385年11月13日付の本証書によれば、当該襲撃事件において襲われた者とは、ハンス・ペーパーケルレ、ハインリヒ・フォン・リンデの2人 (A)。襲ったと

## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

疑われたのは、〈ヴェットベルクの手の者、およびヒルマール・フォン・シュタインベルク、そして彼らの従僕〉(B)であり、ここに〈ヒルマール〉が名をみせる。立証の任に就いたのは、コルデ・シュターベル(老)とヘルマン・フォン・ヴェッテルメステーデ(C)の2人である。立証は、ブラウンシュヴァイク市参事会員2名(コルト・ウンフォルホーヴェネ、およびティル・シェーフエレ)(D)の面前で〈聖遺物にかけておこなう宣誓〉によっていた。以上が、関係人物の位置の概要である。

さて、この襲撃事件では、襲撃に遭遇した当時の、ハンスら兩名(A)のありようが問題となった。彼らは、ヒルデスハイム市における聖ベルンヴァルトの墓所に詣でる巡礼の途上にあつた、と主張した。立証の対象となっていたのは、この主張である。そこで立証者(C)は、こう宣誓した。兩名(A)は、れっきとした巡礼行の最中に(in rechter bedevart)あり〈公然たること紛れもなき巡礼者(witlike unde ware pelegremen)〉であつた、と<sup>(101)</sup>。これによってみるに、立証のテーマは、襲撃そのものの存否というよりも、襲撃が起きたとき被襲撃者は(この者らの主張とおり)巡礼行の途上にあつたのか、どうかの点にあつた。

証書が述べるのは大筋以上のとおり。ここでは、立証の問題について気づいた若干点を指摘するだけに止め、本題からできるだけ逸れぬようにしたい。ただ、裁判の問題は、〈ヒルマール〉をめぐる後述の点とも関係するので、多少立ちいつて述べたい。

まず(i)、立証がおこなわれた〈場〉の問題である。これについて証書からは明らかでない。おそらく、聖人の墓所のあつたヒルデスハイム市の裁判所、すなわち、都市裁判所(都市君主[司教]のフォークト裁判所)、もしくは、市参事会の裁判所の法廷であつたらう<sup>(102)</sup>。これは、上記コルト・ウンフォルホーヴェネら、ブランシュヴァイク市参事会員2名(D)の立場からわかる。彼らは、同市参事会が、市参事会の名において(van uses ghemeynen rades wegene)立証手続きの任にあたるべく〈そこに送りこんでいた(darto gesant hadden)〉いわば派遣委員であつた。〈そこに〉の〈そこ〉とは、ヒルデスハイム市の裁判所法廷とみられる。

## 資 料

こうなると、立証手続きに到るまでの事情は、次のようにいえようか。上記ハンスら巡礼者ら（A）は多分ブラウンシュヴァイク市民か、そのゆかりの者であり、近郊の巡礼地として著名な、ヒルデスハイムの聖人墓所へ赴くその途上で襲撃に遭遇し、略奪を被った。これを、彼らはヒルデスハイム市の裁判所に訴え出、「自分らは巡礼途上において被害に遭った」と申し出た。そこで、同裁判所（なにかんづくヒルデスハイム市参事会）は、被害者が果たして巡礼途上者であったのか、どうかをめぐってブラウンシュバイク市参事会に照会をおこなった。これを受け上記コルトら（D）が派遣され、立証手続きにあたることになった、と。

次に（ii）、立証手続きの〈場〉はこのようにヒルデスハイム市の裁判所（都市裁判所、もしくは市参事会裁判所）であった。ところで、翻って考えるに、巡礼者はヒルデスハイム市を訪れる「外来者」であった。このことから、一歩問題を進めると、この、同市に設けられた〈場〉とは、「外来者法廷（Gastgericht）」とみてとることができる。既述のようにブラウンシュヴァイク市参事会員コルトら（D）は、立証手続き実施の任を帯びヒルデスハイム市に派遣された人物であった。コルトら派遣委員（D）の任務は外来者法廷を（ヒルデスハイム市参事会員とともにであれ、委員単独にであれ）主宰することにあつたのではないか。外来者法廷は、とりわけ市場を訪問する「外来者・客人」なにかんづく外来商人が外来先都市において紛争にまきこまれ、訴訟になったとき設けられるのが、判り易い例である<sup>(103)</sup>。外来者すなわち〈よそ者〉として、都市の聖人墓所に詣でる巡礼者は、商人と同様の地位にあつたものとみてよいであろう。彼らがヒルデスハイム市内もしくは同市近郊において暴力に遭い、財を奪われるときは、賠償を求めるなど外来者法廷（ここでは、被害に遭った土地・場所の裁判所）に訴訟を起こすことになろう。

外来者法廷の設置は、「慣行」の積み重ねによるところがあると同時に、いわゆる「司法契約」に基づいて合意される。ニーダーザクセンにおける著名な一事例は、まさにわれわれのヒルデスハイム市と、ハノーファー市との間に結ばれた契約（1298年10月9日）<sup>(104)</sup>であり、研究においても注目されているのは、周知のとおりである<sup>(105)</sup>。



## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

最後に (iii)、ブラウンシュヴァイク市参事会員 2 名 (D) の面前で、立証をおこなった上述コルデ (老) ら (C) は、いかなる意味の立証者であったのか、が問題となる。この最も知りたい事情が、残念ながら判らない。たしかに、〈聖遺物にかけて宣誓〉をおこなったとあるのを文字とおりにうけとれば、彼らは〈宣誓補助者〉として原告 (われわれの事例では、ハンス・ペーパーケルレ、ハインリヒ・フォン・リンデ [A]) の宣誓——聖ベルンヴァルトの墓所に詣でる途上にあつたのでありいわゆる「偽りの巡礼者 (falscher Pilgrim)」<sup>(106)</sup> ではない、との——を保証・補強する役割にあつた者たち、とみられよう。なお、こうした立証が必要となつたのには、巡礼と偽って都市に流入する〈よそ者〉の現象が少なくなつた事情が背景にあつたのかも知れない。

それはそれとして、しかし、彼ら立証者 (C) を端的に〈宣誓補助者〉と位置づけてしまうには、どうかとおもわれるふしはなくはない。つまり立証者がおこなつた陳述の中味から考えるに、ただたんに宣誓補助者とみるのにはなにかしら釈然とせぬのである。すなわち、こうだ。〈襲われた者ら (A) は、聖ベルンヴァルトの墓所に詣でる巡礼途上にあつた〉との言明にみうけられるものは、〈彼らは、巡礼を偽るごとき、有害な人間ではない〉をテーマとする (いわば〈人格保証〉) の陳述<sup>(107)</sup> とは性格を異にしてはいないか、ということである。これを言い換えれば、コルデ (老) ら (C) の陳述は、彼らがじっさいに目でみたことを語る〈証言〉を意味してはいないか。もし〈証言〉を意味するとすれば、コルデ (老) ら (C) は〈証人〉たる地位にあつた人物とならう。たとえ、彼らの陳述の行為が〈聖遺物にかけた宣誓〉の身振り・言い回しを採っていたとしても、彼らの供述はいわば「宣誓証言」(一見判り難い日本語かも知れぬが、その内容が事実であることを宣誓しておこなう証言) といった風と呼ぶことができようか。そうした供述をなしうる人物として最も理解し易いのは、襲われた者ら (A) と巡礼行を共にしていた仲間、あるいは、巡礼の旅に出る者をブラウンシュヴァイク市門において見送つた者 (親族・友人) たちの一員である<sup>(108)</sup>。

以上多少脇道に逸れた。一証書からいいうることはごくかぎられるのだが、裁判の問題は看過できぬので、多少立ちいったしだいである。そこで本題に戻れば、

## 資 料

われわれの〈ヒルマール〉は、路上にある者を襲い捕らえる行為におよんだ、との嫌疑をかけられた1人であった。これが、彼という人物のありようの一面をかたちづくっている。ここでは、この点を銘記しておきたい。ただ、文字とおおり一面であって、彼が徹頭徹尾そういった風な人物であった、とみているわけではないのだが。

しかも、路上にある者を襲うに事欠いて、街道を旅する巡礼者を標的にした、との容疑を蒙った。巡礼者を襲うのは、路上を行く商人らを襲うのと並び、紛れもなき〈平和破壊〉の行為であった<sup>(109)</sup>。もしかして、〈ヒルマール〉とその仲間、および彼らの〈従僕（クネヒト）〉は、こう弁明したかもしれない。〈彼らを襲撃したのは、これらの者がてっきりわれらのフェーデの相手方とおもったからだ〉と。この点に関し憶測を語るなら、もしかしたらハンスら（A）の服装姿が巡礼装束の体裁をとっていなかったこと<sup>(110)</sup>が、こういったおもいこみを招いた一因かも知れない。しかし、たとえこうであれ、上述の立証によって、そうした弁明は公式には通用しなくなった。〈ヒルマール〉らは、城を出て街道を疾駆し、路上の人々を略奪する一群に属している、との疑いは容易には晴れなかったであろう<sup>(111)</sup>。

（Ⅱ）さて次に、〈ヒルマール〉に関わる第2の文書群——ヒルデスハイム市参事会発行の上記5点の書簡——に移ろう。これらの内訳は2点が〈ヒルマール・フォン・シュタインベルク〉当人に宛てたもの<sup>(112)</sup>。さらにブラウンシュヴァイク＝リューネブルク大公フリードリヒに宛てたもの1点<sup>(113)</sup>。最後にヒルデスハイム司教ゲルハルト・フォン・ベルゲ<sup>(114)</sup>宛ての書簡が2点ある。これら諸侯に宛てた書簡も〈ヒルマール〉の行動が話題に上がっている。以上5点（Ⅱ）はすべて〈ヒルマール〉ゆかりの者が起こした、遺産相続をめぐる争いがテーマとなっていた。以下では、5点の書簡一つひとつをとりあげることはせず5点を全体としてみよう。これらは前述のとおり共通して、或る遺産相続の問題をとりあげていた。しかも、書簡群は内容的には相互に重複するところが少なくない。そこで、当面最初の書簡（[1397年8月30日－9月25日]）——これを以下ではA書簡と呼ぶ——を<sup>(115)</sup>中心にみていこう。巡礼者襲撃事件（上述）からすでに、12年あま

## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

りが経っていた。なお5点全体の書簡でも、相続の案件とならんで、裁判——仲裁を含め——の問題が話題となっており、われわれの関心を惹く。

一般に書簡というのは、当該書簡が認められるきっかけとなったこれまでの出来事をもあわせ書き記している場合が多い。われわれのA書簡も例外でない。じつは、ヒルデスハイム市参事会がA書簡を〈ヒルマール〉に発する以前〈ヒルマール〉は、当該相続問題をめぐり参事会に、おそらく数次にわたって(aver)書簡を出していた。参事会はやっとならぬA書簡によってこれに返答した。では、相続問題とはなんであろうか。〈ヒルマール〉には1人の〈従者(knecht)〉——クラヴェス・ソルトーヴェという名の——がいたが、彼は或る相続の問題を抱え、争っていた。被相続人(クラウス・クラマーといった)が遺した財産(おそらくその一部分であろうが)は彼が相続すべきものである、にもかかわらず、クラマーの未亡人(名は不詳)と、彼女の甥でヒルデスハイム市民ハンス・フォン・ガンダーセムとは、財産を引き渡そうとせぬ、と。従者は、争いの経緯と彼の主張を、市参事会に書簡によって知らせ、うったえていた。その趣旨とするのは、おそらく、未亡人らが彼に相続財産を引き渡すよう、市参事会が彼らに説いて(あるいは、仲介の労をとって)欲しい、として参事会の尽力を求めるところにあった。そして〈ヒルマール〉も、彼の従者の件であるからには、この者の言い分に添った趣旨のことを、書簡にしたため(多分、繰り返し)市参事会に送付していたものとみられる。

〈ヒルマール〉や従者クラヴェスが、相続をめぐる争いに関し、市参事会に〈仲介〉などの労を望むのには、理由がないことではない。都市参事会とは周知のとおり、一般に仲介・仲裁といった、市民間におけるいわば「合意形成」に向け努めることを、主な任務としていた。がんらい「訴訟」にあたるのを務めとしてはおらず、むしろ「福祉・行政」の仕事が中心にあった(いわば行政機関であった)。相続や遺言の案件とか、土地の譲渡・取引とか「非訟事件」をとりあげるのが、なじみの任務であった<sup>(116)</sup>。この点でいえば、本事例(A書簡)においてヒルデスハイム市参事会が〈ヒルマール〉側におこなった応答は、注目に値しよう。参事会の述べる趣旨は、一言でいえばこうだ。〈ヒルマール〉は未亡人側にたいし

## 資 料

その責めを問うのならみずから〈訴訟〉を起こし問うて欲しい、と。市参事会は争いに介入するのは望まぬ、ということ。〈ヒルマール〉側は、参事会が〈職権的・権力的〉に行動を起こしてくれるのを期待していたのだが。

こうした事情には、未亡人側の意向も一因に働いていた。市参事会は、〈ヒルマール〉から送られてきた書簡（多分、数種の書簡）を未亡人側に示したところ、彼らはこれに、以下のように答えた。〈従者〉が遺産相続を争い、われら（未亡人側）の責めを問うならば、〈訴訟〉——ヒルデスハイム司教のフォークト裁判所、すなわち都市裁判所（なお、ここには、市参事会員が判決人として在席する）であれ、もしくは、市参事会の裁判所であれ——によって受けて立つであろう、これこそはわれらの望むところ（gherne）であり、しかも〈法の求めるところ〉でもある、と。この返答を、市参事会は〈ヒルマール〉に伝えた。これが、われわれのA書簡であった。

未亡人側がこう答えるのは、訴訟の結果に自信があったからであろうが、とにかく参事会は返答を〈ヒルマール〉に知らせ、かつ、従者が未亡人側に向け訴訟を起こすときは、参事会自身もこれに応じ、しかるべき権限を行使する（*mechtig wesen*）ことを、伝える。これはいかなることを指すのか。おそらく、参事会裁判所も当事者が案件を訴訟としてとりあげるのならこれに応えるのに吝かではないこと、あるいは、原告側が都市裁判所に訴え出て、しかし判決に不服の場合に参事会裁判所に上訴を望むときは参事会はこれに応じる用意があること、を指しているであろう。A書簡は続けて〈親愛なるヒルマールよ〉と呼びかけ、こう語る——〈債務の問題であれ、相続の件であれ、なんびとかにたいし責めを問おうとする者は、この者の裁判籍の存する裁判所（すなわち、訴え出ることが可能な裁判所として法が認める裁判所）において、被告にたいししかるべき手続きをとるべきである。こうした法（*dat recht*）が存するのは、貴殿自身充分承知しているはずである。〉争いは〈訴訟〉の俎上に載せられるべきであり、それを〈職権的・権力的〉な処置に委ねるのはふさわしくないことを、ここで参事会は言い切る。

A書簡は最後に、市参事会自身がとりわけ気にかけていること（危惧するとこ

## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

ろ)を書き記す——いわく〈われらは、貴殿に、友愛と懇請をこめ、以下のことを求める。彼(従者)が男女を問わずわれらが市民に不法を働くのを、支持したりすることのない(nicht enverdeghedinghen)ように。〉争い(遺産相続問題)の決着を図るのに、〈ヒルマール〉が従者をけしかけ、事情によっては〈暴力的〉行動に出させることを、市参事会は恐れていたようである。〈ヒルマール〉という人物のありようの一面(前述)からみて、まったくありえぬことではなかったから。

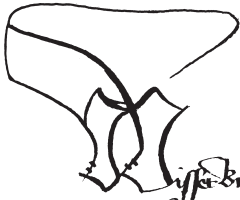
本書簡を受け〈ヒルマール〉がどう対応したのかは不詳だが、再度(over)書簡を投じた(今度は、ギルドの長らに宛てて)ようだ。というのは、参事会から彼に宛てたA書簡と同様の趣旨の書簡(B書簡)が存し、これは、彼による再度の書簡の返答であるから。(なお、『ヒルデスハイム市文書集』には〈ヒルマール〉自身からの書簡はひとつも収められていない。)A書簡を受けて〈ヒルマール〉には不満が残り、案件はしばらく<sup>くすぶ</sup>燃り続けた。B書簡は、既往の書簡(A書簡)の述べることを繰り返す。〈彼ら(未亡人側)は、被告として受けて立とうとしているし、判決によって負うべきものは、法が命じるとおりに、果たすつもりである。しかも、判決人られっきとした者らが、彼ら(未亡人側)に義務を果たさせるよう権限を行使するのは間違いないところである。〉<sup>(117)</sup>こう語りつつ、市参事会は、A書簡にはみられなかったやや強い調子(もしくは、批難の語り口)で〈ヒルマール〉側の意向・行動を諫める。〈貴殿が、彼ら(未亡人側)の応答を受容できぬ、と称して、またもや市参事会に書簡を投じんとするのは、今後<sup>や</sup>止めて欲しい。というのは、われら参事会は、この案件(遺産相続問題)について貴殿と交渉はしたくないし、そもそもわれら市参事会にとって望ましいとはおもわれぬことをなすのは、欲せぬところだから。〉<sup>(118)</sup>

だが、依然〈ヒルマール〉側は、納得しない。市参事会は本件について新たに書簡を、ブラウンシュヴァイク＝リューネブルク大公フリードリヒに(C書簡)、またヒルデスハイム司教ゲルハルトに(D書簡・E書簡)投じているが、この中からもそれが判る。参事会がD書簡を出す前に〈ヒルマール〉自身は司教に一、二度書簡を出していたことが、E書簡冒頭にみえる。とにかく、市参事会は、大

公フリードリヒには、これまでの経緯を（A書簡にあるものと同様の内容で）語った後、こう書く。市参事会が〈ヒルマール〉の件で大公に助言を求めるときは、大公は彼（ヒルマール）に、こう命じてくれるよう、貴殿（大公）の慈悲を乞うものである。〈ヒルマール〉が相続問題に関し不法を犯さぬよう、また法の下にとどまり法を守るように、と<sup>(119)</sup>。2点のヒルデスハイム司教宛書簡のうち1点（D書簡）において、参事会は司教に同様のことを乞うている<sup>(120)</sup>。しかも、D書簡は冒頭で、〈ヒルマール〉が納得していない点に関し、こう書いている——〈ヒルマール〉は市参事会が〈神にも、名誉にも、また法にも反した〉行動をとっていると繰り返したるが、〈ヒルマール〉こそ〈不法〉をおこなう者である。だからといって、その仕返しに、参事会が彼を訴え出るといったようなことはせぬ、むしろ彼とは和解を望むくらいである、と<sup>(121)</sup>。これらから〈ヒルマール〉の不満が尾を引いていたことが察せられる。

最終的に遺産相続問題にどう決着がついたのかは、不明である。ただ、市参事会の、ヒルデスハイム司教宛の書簡（2点）によれば、司教の面前における、仲裁（scheduling）による決着提案がとりあげられていた。〈ヒルマール〉側が仲裁を提案したとみられ、参事会はこれに応諾する。仲裁人（schesmanne）候補としては、参事会側からの委員1名（仲裁人長とおもわれる）と、司教座聖堂参事会からの委員4名の名があげられている（D書簡）。〈仲裁〉という点で、参事会は〈ヒルマール〉側と折り合ったようである。他方、にもかかわらず、市参事会は都市の長年におよぶ〈法と慣習（wonheit unde recht）〉を引き合いに出し、当事者にこれに基づいて〈訴訟を提起する（vorderen）〉よう求める——財産（本件の場合では遺産）が置かれている裁判区の裁判所に、訴訟が提起されるべし、と<sup>(122)</sup>。争いの決着はあくまでも当事者間の〈訴訟〉によるべし、とのヒルデスハイム市参事会のこだわりに注目したい。

（続く）



Wisset Burgermeister Rate vnd Burger gemeinlich Reich vnd  
 Arme der Stat zu Rotemburg auff der Tauber gelegen von sulcher  
 schulde vnd vorderunge wegen Als der hochgeborne furste vnd  
 herre her friderich burggrafe zu Nuremberg vnser gnediger herre  
 zu euch hat dem wir das gen euch vnd ewern helffern wollen  
 helffern zuerfordern als ferre wir mugen vnd zihen vns des mit  
 disem brief in des egenanten vnser gnedigen herren fried vnd vnfride  
 gen euch vnd den ewern vnd allen ewern helffern vnd wollen auch  
 vnser ere hie mit lewant haben mit namen ich Cvnrat Ebe des obgen  
 meines gnedigen herren kuchenmeister doentken fruchtzer Peter hirse  
 Albrecht aposten Starckherms hannes Starckoffs Ebeln vnd  
 Ofgelt vnd Cvnrat Ellen Insigel vngewent des wir alle vorgefar  
 mit Im gebrauchten am donerstag vor sint ananias tagen  
 Anno Dni millmo . CC. quadringentesimo . Septimo

Fehdebrief an die Stadt Rothenburg ob der Tauber aus dem Jahre 1407

Stadtarchiv Rothenburg o. d. T. B 10 fol.71

(Justiz in alter Zeit. Band VI der Schriftenreihe des mittelalterlichen Kriminalmuseums

Rothenburg ob der Tauber 1984, S. 155より)

Übertragung :

Wisset, Burgermeister, Rate vnd Burger gemeinlich vnd reich vnd/arme der Stat  
 zu Rotemburg auff der Tawber gelegen, von sulcher/schulde vnd vorderunge wegen.  
 Als der hochgeborne furste vnd/herre her Friderich burggrafe zu Nuremberg vnser  
 gnediger herre/zu euch hat, dem wir das gen euch vnd ewern helffern wollen  
 /helffern zuerfordern als ferre wir mugen vnd zihen vns des mit/disem brief in des  
 egenanten vnser gnedigen herren fried vnd vnfride/gen euch vnd den ewern vnd  
 allen ewern helffern vnd wollen auch/vnser ere hiemit haben, mit namen ich Cvnrat

資 料

Ebe, des obgenannten/meines gnedigen herren Kuchenmeister, Wernlein Pucher, Petre Hirße, /Albrecht Morstan, Starckheintz, Hanns Strawße. Geben vnd/versigelt vnter Cunrat Eben insigel vorgenannten, des wir alle vorgeschriebenen/mit im gebrawchen, am montage vor sant Marie Magdalen tage anno Domini quadringentesimo septimo [=18. Juli 1407].

注

(73) この点で目だっているのは『ブラウンシュヴァイク=リユーネブルク大公史文書集(Urkundenbuch zur Geschichte der Herzöge von Braunschweig und Lüneburg und ihrer Lande, hg. v. Sudendorf, H.)』（全10巻[1859-1880 Hannover]）における事情である。Bd. 11（索引・1883）によってみるに、この浩翰なる文書集においてすら、（ウァフェーデ誓約文書は少数だが、そこそこ収められているが）フェーデ通告状となると、これは数編に止まる（Bd. 5 [1865] Nr. 159 [(1379)]；Bd. 6 [1867] Nr. 199 [1388]；Bd. 8 [1876] Nrr. 107 [(1396)], 152 [1396]；Bd. 9 (1877) Nrr. 123 [1401], 124 [1401]）。なお、一般に、通告状の収録数が少ないのは、本文書の特殊事情——とりわけ、都市に宛てて外部の騎士によって発せられた通告状が後日発給者のもとに返還されるといった——によって都市に文書が残存せぬという問題が関係しているかも知れない。ただ「通告状の返還」問題については、見解がわかれている（Orth [44] 53 [Anm. 164]）。

(74) 現在までの段階ではRuser [30] やBode [31] が、これにあたる。

(75) フェーデの実行によりじっさいに起きた加害・被害のありようについては、周知のようにPatzе, Hans, Grundherrschaft und Fehde, in: Die Grundherrschaft im späten Mittelalter, 1, hg. v. Patze, Hans, Sigmaringen 1983, 263-292 が聖俗土地領主の「被害記載帳 (Schadensverzeichnis)」をてがかりに解明した。とくに聖界領主のもとにおける加害についてDie Urkunden des Stiftes Walkenried, 2. Abt., 1. Hälfte, Hannover 1855, p. 233-250 Nr. 982 (1384 März 18: 加害におよんだパーダーボルン司教、および諸騎士にたいする、教皇庁における



## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

破門審理のプロトコル)に基づいた修道院ヴァルケンリートへの加害をめぐる考察が興味深い。なお、世俗領主のもとにおける加害については、また Algazi, Gadi,《Sie würden hinten nach so gail》《Vom sozialen Gebrauch der Fehde im späten Mittelalter, in: Physische Gewalt. Studien zur Geschichte der Neuzeit, hg. v. Lindenberger, Thomas/Lüdtke, Alf, Frankfurt (M) 1995, 40 (Anm. 4) f. の、カッツェネルボーゲン伯領における事例も参照。

- (76) これは、後述のとおり、ヒルデスハイム司教に宛てた書状だが、すでに同様に、隣邦ヴェストファーレン、ヘルフォルト市がオスナブリュック司教に送った通告状が知られる。Pape [22]Nr. 73(1369 Nov. 10).
- (77) 当フェーデの経緯について Urkundenbuch der Stadt Göttingen vom Jahre 1401 bis 1500, hg. v. Schmidt, Gustav, Hannover 1867 (= UB Göttingen 2) p. 451-457 Nachtrag Nr. 325a (1387) の叙述を参照。ゲッティンゲン市の、大公オットー宛通告状は Urkundenbuch der Stadt Göttingen bis zum Jahre 1400, hg. v. Schmidt, Gustav, Hannover 1863 (= UB Göttingen 1) Nr. 323 (1387 Apr. 27) をみよ。Cf. Boockmann, Andrea, Urfehde und ewige Gefangenschaft im mittelalterlichen Göttingen, Göttingen 1980, 13 f.
- (78) 本フェーデの経緯について UB Göttingen 2 [77] Nr. 285 (1462) の叙述を参照。
- (79) 都市同盟文書は UB Göttingen 2 [77] Nr. 347 (1483 Sept. 12) を参照 (参加市はリュエベック、マクデブルク、ブラウンシュヴァイク、ヒルデスハイム、ゲッティンゲンなど11市で10年の期限)。Cf. Neitzert, Dieter, Die Stadt Göttingen führt eine Fehde 1485/86: Untersuchung zu einer Sozial- und Wirtschaftsgeschichte von Stadt und Umland, Hildesheim 1992, 1 f.
- (80) 全体的に Geschichte Niedersachsens, 2-1: Politik, Verfassung, Wirtschaft vom 9. bis zum ausgehenden 15. Jahrhundert, hg. v. Schubert, Ernst, Hannover 1997, 640-643 を参照。
- (81) なお、この点について、一例を紹介すれば、ヘルフォルト・フェーデにおいては、全20通の通告状(前注 [22])のうち2通(前注 [76] および後注 [147])を除き、すべて都市に宛てられていた。一般に、都市に宛てられた

資 料

通告状文書は、その後都市当局で保管され散逸を免れた、といった事情は考えられないか。前注 [73] 末尾で述べた「通告状の返還」問題に関連する点である。

- (82) 本協約の内容、およびアッセブルク・フェーデの推移については、山田欣吾「13世紀中葉のヒルデスハイム司教領国」同著『国家そして社会 地域史の視点』（創文社・1992）162頁以下、および167頁（注90）参照。
- (83) この点でいえば、他の地域の例であるが、ヴェルツブルク司教（ヨハン三世）が、ブランデンブルク辺境伯（かつブルクグラーフ・フォン・ニュルンベルク）アルブレヒト宛に通告状を発する（1460-1462）のは、貴重な一例である。通告状（3通）は長文であり、そこでは〈feintsbrieffe, feints briue [敵手状]〉と称<sup>よ</sup>ばれていた。これは次の論文の巻末に史料として掲載されている。Fehn-Claus, Janine, Erste Ansätze einer Typologie der Fehdegründe, in: Der Krieg im Mittelalter und in der Frühen Neuzeit: Gründe, Begründungen, Bilder, Bräuche, Recht, hg. v. Brunner, Horst, Wiesbaden 1999, 93-133 (Anhang: 134-138).
- (84) UB Göttingen 1 [77] Nrr. 322 ([1387] Apr. 24), 324 (1387 Mai 1), 324a (1387 Mai 13 [これは、ベルク大公ヴィルヘルムがおこなった]), 325 (1387 [Mai]) を参照。4月24日の通告状によれば、有名なコルファイ修道院の院長 (abbede to Corfeyge) ボーデが通告者となり、さらにハインリヒ・フォン・ホームブルク (Homborch) 他45名もの〈ヘル〉および〈クネヒト〉が通告に加わっていた。
- (85) Schubert [80] 843 (Anm. 685). 1370年の同盟については、ハノーファー市が文書を発行 (UH Bd. 2 Nr. 312 [1370 Dez. 6])。また1382年にも、3年間の都市同盟が結成された (UH Bd. 2 Nr. 517 [1382 Aug. 24])。
- (86) Sachwörterbuch zur deutschen Geschichte von Hellmuth Rössler und Günther Franz, 1, München 1958 (Ndr. 1978) 422.
- (87) Urkundenbuch der Stadt Hildesheim (=UH [前注(28)]) Bd. 2 Nr. 266 (1368 Nov. 25).

## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

- (88) 成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史大系 ドイツ史1』(山川出版社・1997) 313頁(池谷文夫)。
- (89) 拙稿「フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(1)」『熊本法学』139(2017) 92頁。
- (90) UH Bd. 2 Nr. 1021 (1398 Apr. 25).
- (91) 山田欣吾『国家そして社会』 [82] 84 f., 160 f. の作図によれば、〈ヒルマール〉の出身地〈シュタインベルク (Steinberg)〉(ヒルデスハイム市西) は13世紀において「ヒルデスハイム司教のミニステリアーレン」の在所とされる。ただ、われわれの時代の〈ヒルマール〉その人が依然司教のミニステリアーレであるかどうかは定かではないが、そうみてもとくにおかしはなからう。なお1342年(9月9日)の或るウァフェーデ誓約証書では〈ヒルマール・フォン・シュタインベルク〉は〈騎士 (riddere)〉と呼ばれている (Urkundenbuch des Hochstifts Hildesheim und seiner Bischöfe, bearb. v. Hoogeweg, H., 5, Hannover/Leipzig 1907, Nr. 67)。
- (92) UH Bd. 2 Nr. 961 (1397 Aug. 1).
- (93) 拙稿 [89] 92頁。
- (93a) この〈ルードルフ〉の出身地〈ヴァルモーデン (Wallmoden)〉は、司教(ジークフリート [二世] [1279-1310]) が買い入れた城の場所であった (Lüntzel, Hermann Adolf, Geschichte der Diözese und Stadt Hildesheim, 2. Teil, Hildesheim 1858, 279)。山田欣吾『国家そして社会』 [82] 160 f. によれば、司教のミニステリアーレンの在所であった。
- (94) 現に、エルンスト・ボックなる者がヒルデスハイム市にフェーデの通告をおこなったのに呼応しこの〈ハンス〉が同市に通告におよんだ(1400年頃)とされる (UH Bd. 2 Nr. 1222 Anm.)。
- (95) UH Bd. 2 Nr. 1086. ちなみに、本書簡はこれ自体が〈通行安全状 (velichbrief)〉を指す。使者によって (by dessem boden) 相手先に送達される。Cf. UH Bd. 2 Nr. 1090 ([1399 Mai 4-Juni 25]). 〈通行安全状〉を帯びるにもかかわらず危害に遭い損害を被る者にたいしては、安全状の発行者は賠償の責めを負う。

資 料

- (96) UH Bd. 2 Nr. 1220 ([c. 1400]).
- (97) 本書簡は以下のとおり。その内容は、以下本論における叙述からおおすじ理解されるであろう。„An hern Hinrike van Bortvelde. /Unsen vruntliken denst tovoeren. Her Hinrik, gude vrunt. Wetet, Hans van dem Rode mit sinen ghesellen sint vygende worden unses borghermesters Hanses Gallen u. Henniges Petersackses u. hebbet sek ok an uns verward under juwen ingesegele umme Ghesen Peppersackses willen der clostervruwen to Lamspringe u. de sulven Hans Galle, Hennig Peppersak hebbet uns ghesecht, se hedden mit juk darvan secht u. dat gi des wol mechtich scholden sin, dat se der clostervruwen ed. Hanse van dem Rode van orer wegghen wolden antwoerden u. don, wes se in rechte plichtich weren, dar on dat to rechte borde, u. dat gi orer des noch mechtich schullen sin u., na dem male dat se dit bedet, so vormode we uns des jo to juk, dat gi den sulven Hanse van dem Rode u. sine hulperen up unsen scaden nicht husen ed. heghen, u. bidden des juwe vruntlik antwoerde. Sub nostro secreto. / Consules Hildensemenses.“ (UH Bd. 2 Nr. 1011 [1398 Jan. 9-Febr. 22]).
- (98) ハイน์リヒ・フォン・ボルトフェルデには、これについてすでに実績があった。UH Bd. 2 Nr. 858 ([1369]).
- (99) UH Bd. 2 Nr. 1003 ([1398 vor Jan. 9]) : An hern Hinrike van Bortvelde. /Unsen vruntliken denst tovoeren. Her Hinrik van Bortvelde, gude vrunt. Also gi uns ghescreven hebbet, dat Warneke van Dornden juwe knecht nicht ensy to desser tiid u. sin nicht mechtich sin, wetet vruntliken, dat we des juwen beseghelden bref hebbet, dat de sulve Warneke uns nicht beschuldighen noch beschedighen ensculle mit worden ed. mit werken umme de schicht, do he ghewundet wart, also de sulve juwe bref ynneholt. Se we gherne, dat gi dem also don.
- (100) UH Bd. 2 Nr. 606 (1385 Nov. 13).
- (101) 以上、証書中の語るところは、以下のとおり。„…dat Cord Stapel de eldere u. Hermen van Wettelmestede vor twen unses rades kumpanen also Corde Unvorhowene u. Thilen Schevere, de we van uses ghemeynen rades wegghene

## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

darto gesant hadden, mit upgerichteden vingheren to den hilgen gesworen hebbet, dat Hans Peperkelre u. Hinrik van Linde to der tiid, do se de van Wetberge u. Hilmer van dem Steinberge u. ore gesinde vengen, witlike u. ware pelegremen weren u. hedden den hilgen heren sante Berwarde to Hildensem gesocht in rechter bedevart. “(UH Bd. 2 Nr. 606 [1385 Nov. 13]).

- (102) ヒルデスハイム市の裁判所について次の研究を参照。Pacht, Entwicklung des Stadt-Regiments zu Hildesheim bis zum Jahre 1300, in: Zeitschrift des Harz-Vereins f. Geschichte und Alterthumskunde 10. Jg., 1877, 187-215; Kames, Joh. Karl, Die weltliche Gerichtsbarkeit in der Stadt Hildesheim während des Mittelalters, Celle 1910; Beitzen, Hans, Die Entstehung der Hildesheimer Rats- und Ratsgerichtsverfassung, Göttingen 1921.
- (103) 外来者法廷についてさしあたって Weitzel, J., Gast, -recht, -gericht, in: Lexikon des Mittelalters 4, 2003, Sp. 1130 f.; Koehler, B., Fremde, in: HRG 1, 1971, Sp. 1269 f.
- (104) UH Bd. 1, Hildesheim 1881, Nr. 522; Urkundenbuch der Stadt Hannover, Bd. 1, hg. v. Grotefend, Karl Ludwig / Fiedeler, G. F., Hannover 1860, Nr. 70.
- (105) Ebel, Wilhelm, Justizverträge niedersächsischer Städte im Mittelalter, in: ders., Rechtsgeschichtliches aus Niederdeutschland, Göttingen 1978, 157 f., 160 f.
- (106) Borst, Otto, Alltagsleben im Mittelalter, Frankfurt (M) (insel taschenbuch 513) 1983, 203 (オットー・ボルスト [永野藤夫他訳] 『中世ヨーロッパ生活誌 1』 [白水社・1985] 193頁 [「偽巡礼」]). またアルフォンス・デュブロン (Dupront, Alphonse) (田辺保監訳) 『サンチャゴ巡礼の世界』 (原書房・1992) 206頁 (「偽りの巡礼者—巡礼行の乱用に対する戦い」)、エルンスト・シューベルト (Schubert, Ernst) (藤代幸一訳) 『名もなき中世人の日常 娯楽と刑罰のはざままで』 (八坂書房・2005) 135頁 (「えせ巡礼」) 参照。
- (107) これは、いわば「理性や覚えている事実にもとづいて質問に答えるのではなく、自分の観念にたよって答える」(アガサ・クリスティ [厚木淳訳] 『晩餐会の13人』) 創元推理文庫・1983] 171頁)、というものである。

資 料

- (108) 巡礼者は、訪問先の土地における商人と同様 (Cordes, Albrecht, Kaufmann, Kaufleute, in: HRG 2, 2. Aufl., Sp. 1685)、巡礼途上あるいは巡礼先では〈よそ者〉 (Härter, Karl, Fremde, Fremdenrecht, in: HRG 1, 2. Aufl., 2008, Sp. 1792 f.) であって、親族・友人をもちえなかった、あるいはもつのが困難であったという事情が、ここで考慮されよう。
- (109) 巡礼の保護について、ルイス・カルレン (Carlen, Louis) (拙訳) 「巡礼と法」『熊本法学』81 (1994) 146頁下段 (注24) 以下。なお巡礼者にたいする略奪とその裁判について Asmus [48] 70 (Anm. 1) および UB Göttingen 2 [77] Nr. 1 (1401 Apr. 16)。
- (110) メクゼーパー, C./シュラウト, E. (Meckseper, Cord/Schraut, Elisabeth) (瀬原義生監訳) 『ドイツ中世の日常生活 騎士・農民・都市民』(刀水書房・2009) 138頁 (「だれもが知っている巡礼のしるし」[エルンスト・シューベルト]) 参照。
- (111) ヴェルンヘル・デル・ガルテネーレ (浜崎長寿訳) 『ヘルムブレヒト物語』(三修社・1970) 55頁 (「そこの〔城の〕主はつね日頃／ひとと事をかまえて居りまして、／勇敢に馬をかり／敵とたたかうような連中ならば、／たいそう喜んでとめおくとこの次第」) 参照。「事 (urliuges)」とはフェーデである (Wernher der Gärtner: Heimbrecht, hg. v. Tschirch, Fritz, Stuttgart 1999, 97 [655])。
- (112) UH Bd. 2 Nrr. 966 ([1397 Aug. 30-Sept. 25]) (後述本文にいうA書簡), 968 ([1397 Aug. 30 - Sept. 25]) (同B書簡)。
- (113) UH Bd. 2 Nr. 1022 ([1398 März 20 - Jul. 22]) (C書簡)。
- (114) UH Bd. 2 Nrr. 1029 ([1398] Jul. 22) (D書簡), 1048 ([1398] Oct. 12) (E書簡)。
- (115) „An Hylmare van dem Steynberghe. / …Alse gi uns aver hebbet ghescreven umme… Hanse van Gandersem u. sine momen de wedewen Claweses Cramers, wetet, … Hanse u. siner momen den hebbe we juwen bref openbaret u. de antword uns, hebbe Clawes juwe knecht se ichtes to schuldighende, dme willen se jo gherne

## フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(2)

vor des erwerdighen unses hern van H. gherichte mit uns, dar se ynne beseten sin, ed. vor uns dem rade antworten u. don, wes se in rechte plichtich sin, u. dat we orer des scullen mechtich wesen, u., leve Hylmer, gi weten sulven dat recht wol, we den andern umme schult ed. ervetal to sculdeghende hed, dat de bilken dem antworder volghet in dat gherichte, dar de beseten is. We bidden juk vruntliken unde mit allem vlite, dat gi juwen knecht darto nicht enverdeghedinghen, dat he unse mmedeborgere u. borgherschen boven recht drive. Dat wille we gherne umme juk verdienen. Sub nostro secreto. /Consules Hildensemenses. “(UH Bd. 2 Nr. 966 [A簡].)

- (116) 市参事会の行政機関性は、とりわけ、参事会の前における不動産の贈与・売買・譲渡、債権の放棄とかの行為 (UH Bd. 2 Nrr. 348, 359, 525, 702, 725など) にあらわれている。一方の当事者が参事会のとき、さまざまな法律行為はフォークトの前で実行された (UH Bd. 2 Nrr. 301, 305, 423, 492, 607など)。他方参事会が原告となる刑事裁判は、フォークトがあたった。或る事例によれば、ここには判決人の他に代弁人も出席 (mit vorspreken) し判決は斬首であった (UH Bd. 2 Nr. 719 [1391 Sept. 15]: „Der sculde ward he verwunnen, also ordel unde recht dar utwysede, unde om ward vor recht ghevunden, me scolde om sin hovet afhouwen“).
- (117) „se willen antworten u. don, wes se in rechte plichtich sin, dar on dat to rechte bore, u. des so scullen alle bederve lude orer wol mechtich wesen. “(UH Bd. 2 Nr. 968 [B書簡]).
- (118) „Also gi ok scrivet, enkunne gi orer berichtighe nicht gheneten, dat gi denne over uns den rad willen scriven u. secghen, leve Hilmar, des enis ju weder uns nicht to donde, wente we ungherne icht handelen u. don wolden, des uns nicht envoghede. “(UH Bd. 2 Nr. 968 [B書簡]).
- (119) „we bidde juwe gnade, dat gi Hilmare des noch anrichten, dat he uns dar enboven nicht vorunrechtighe u. by rechte late, also we juk todan sin. “(UH Bd. 2 Nr. 1022 [C書簡]).

(120) „we bidden juk, leve gnedighe here, dat gi Hilmare des noch anwisen u. berichten, dat he uns boven recht nicht envorclaghe u. wente gi unser to rechte wol mechtich sint.“ (UH Bd. 2 Nr. 1029 [D書簡]).

(121) Also Hilmar van deme Steynberge over uns claghet u. scrift, we don weder god, weder ere u. weder recht, dar deyt uns Hilmar unrecht an u. we wolden dat node don, uns were velebat claget over one nod, men dat wi mit om besonet sint“ (UH Bd. 2 Nr. 1029 [D書簡]).

(122) „leve… here, we hebben langhe tid vor wonheit u. recht ghehant u. id is eyn ghemene recht, in welchem gherichte eyn ghud besterve, in deme sulven gherichte schulleme dat vorderen. By deme rechte blive we gherne u. biddet juwe gnade, uns by der wonheit u. rechte to beholdende.“ (UH Bd. 2 Nr. 1048 [E書簡]).